

# 中間書庫における電子化への対応

平成17年9月

内閣府

# 1 電子化の進展と中間書庫

文書の電子化に伴って、作成後早期に省庁横断的な集中管理下に置くことが可能になる(電子中間書庫)

電子中間書庫の形態については、

- イ. 1箇所(1箇所)に政府全体の専用サーバーを置く
  - ロ. 各省庁のサーバーを活用しつつ、管理権のみを適切な機関が保持する
- といった方式が考えられるのではないか。

電子中間書庫で政府横断的に集中管理をしつつ、同時に各省庁は、当該電子文書に日常的にアクセスし利用することが可能になるのではないか。

## 2 電子中間書庫のメリット

中間書庫設置に伴うスペース、移管元省庁からの距離等の制約がなくなる

中間書庫へ文書を送ったり、書庫で保存するためのコストの削減

移送元省庁によるアクセス、文書利用の容易化(1 参照)

2次的利用の容易化(デジタルアーカイブ化への転用の容易さ等)

保存期間満了後の国立公文書館への移管文書から除かれた文書廃棄の容易化

文書の分類整理の容易化

### 3 電子中間書庫の課題・論点

電子中間書庫の形態及び役割をどのようなものとして設定するか(サーバーの設置形態はどうか(1 参照)、評価選別はどの段階で行うのか等)

電子媒体による移送や保存等について、新たなシステムを開発することの必要性

保存期間満了前のものを集中管理とした場合、情報公開法上の対象文書であることから、開示請求への対応を誰が(省庁か中間書庫管理者か)どのように(端末か、インターネットを通じて)行うか

電子媒体での長期的保存方法が確立されていない現状では、紙やマイクロフィル等の物理的な媒体でバックアップする必要があり、コスト削減が進まない可能性がある。

電子公文書に精通した人材(デジタルに精通したアーキビスト)の養成・確保

電子文書の特性に基づく問題点の克服

- イ. 記述内容の改ざん防止、原本性確保
- ロ. 長期的保存のための技術・手法の確立
- ハ. 漏洩防止のための守秘義務の徹底
- ニ. ハッキング等に対するセキュリティ確立